

## 仕 様 書

請負の表示：磁気共鳴断層撮影装置 Discovery MR750 3.0T 外 GE 製 保守点検一式

## 【構成内訳】

①磁気共鳴断層撮影装置 Discovery MR750 3.0T (EM0024) 1 式

## 【付属オプション】

- ・ 32CH フレインアレイコイル (E8800DB)
- ・ GEM 3T 8CH ニーアレイコイル (M3335LB)
- ・ 3T 8CH リストアレイコイル (M3340CA)
- ・ 3T 8CH ショルダ-コンセントリックアレイコイル (M3340CC)
- ・ 3T ヘッドネックスパ-インアレイコイル (M7000AP)
- ・ 32ch カーディアックアレイコイル (M7000LA)
- ・ GEM Flex Coil (Premium) (M7000SN)
- ・ 3T 32CH ホ-ド-アレイコイル (M7000TC)
- ・ 3T 8CH プレストアレイコイル (M3335MF)
- ・ スペクトロスコピー
- ・ MR Touch オプション

②磁気共鳴断層撮影装置 Discovery MR750w 3.0T GE 製 (EM0219) 1 式

## 【付属オプション】

- ・ 32CH フレインアレイコイル (E8800DB)
- ・ 3T 8CH ショルダ-コンセントリックアレイコイル (M3340CC)
- ・ 3.0T GEM Peripheral Vascular Array (M7000AL)
- ・ GEM Suite Core Components コイル (M7000AM)
- ・ GEM 3T 8ch プレストアレイコイル (M7000GG)
- ・ GEM 3T 8CH ニーアレイコイル (M7000GS)
- ・ GEM 3T 8CH リストアレイコイル (M7000GW)
- ・ 3.0T GEM Small Anterior Array コイル (M7000GY)
- ・ GEM Flex Coil (Premium) (M7000SK)
- ・ スペクトロスコピー
- ・ MR Touch オプション

③全身用 X 線コンピュータ断層撮影装置 Discovery CT 750HD Veo GE 製 (HD0004) 1 式

## 【付属オプション】

- ・ IVYECG モニター

④全身用 X 線コンピュータ断層撮影装置 Revolution GSI Veo (HD3001) 1 式

## 【付属オプション】

- ・ IVYECG モニター

⑤デジタル X 線撮影装置 Definium 8000 (T+WS) GE 製 (WX0201) 1 式

⑥デジタル X 線撮影装置 Definium 8000 (T+WS) GE 製 (WX0202) 1 式

⑦画像診断装置用ワークステーション AW VS5 Plus XT GE 製 (RL6092) 1 式

⑧画像診断装置用ワークステーション AW VS5 Plus XT GE 製 (RL6142) 1 式

⑨画像診断装置用ワークステーション AW VS5 Plus XT GE 製 (RL6143) 1 式

⑩画像診断装置用ワークステーション AW VS5 Plus XT GE 製 (RL6144) 1 式

⑪ネットワーク関連装置 AWS HYBLID (EW0103) 1 式

## 【付属オプション】

- ・ BattCare (UPS)

1. 受注者は、本仕様書により、誠実に請負を実施するものとする。
2. この契約は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
3. 請負代金は、年 2 回支払うものとし、業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

4. 発注者は、保守点検の実施に際し、国立大学法人大阪大学医学部附属病院（以下「本院」という。）職員を立ち合わせ、監督するものとする。
5. 検収は、受注者が提出する保守点検業務報告書に基づいて行うものとする。
6. 定期保守点検の実施日は、予め本院職員と協議して定めるものとする。
7. 保守点検のために受注者の技術員が来院したときは、本院職員に申し出なければならない。帰社の際も同様とする。
8. 保守点検を実施する際に疑義が生じた場合は、その都度、本院職員と協議して円滑に処理するものとする。
9. その他詳細については、本院職員と受注者の協議により行うものとする。

#### I. 請負の概要

本院に設置されている磁気共鳴断層撮影装置 Discovery MR750 3.0T 外 GE 製 保守点検一式（以下「本装置」という。）が、正常かつ円滑に作動するよう保守するものであり、受注者は、熟練した技術員により、入念確実に保守を行うものとする。

#### II. 請負の期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

なお、発注者又は受注者から契約期間満了の3ヵ月前までに申し入れがない場合は、引き続き同条件を以て契約期間を更に1年間延長できるものとする。ただし、契約の全期間は、平成33年3月31日を超えないものとする。

対象装置の変更及び部品の製造中止等がある場合、受注者は遅滞なく発注者に申し入れ、契約変更の手続きを行うものとする。

#### III. 請負の実施場所

本院放射線部

#### IV. 保守業務内容

##### (1) 定期点検作業

受注者は、メーカー所定の保守点検業務報告書に基づき、定期的に、保守に必要な技術員を出張させ、正常かつ円滑に作動するよう受注者の責任において、点検、清掃、部品の取替えを行うものとする。なお、点検実施については、本院放射線部との調整の上、対象装置①、②、③、④は年4回、対象装置⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩は年2回、対象装置⑪は年1回をそれぞれ行うものとする。

##### (2) 随時保守点検作業

受注者は、発注者から故障発生等の通知があったときは、直ちに技術員を出張させ、修理を行うものとする。

##### (3) リモート診断及びメンテナンスサービス

受注者は、本装置と受注者の設置するカスタマーコールセンターをブロードバンド回線で接続し、リモート診断及びメンテナンスサービスを実施するものとする。

##### (4) メンテナンス情報のWEB配信サービス

受注者は、受注者が行った保守点検業務の情報をWEB配信にて発注者へ提供するものとする。

##### (5) 画面共有型・遠隔アプリケーショントレーニングサービス

(対象装置①、②、③、④、⑦、⑧、⑨、⑩)

受注者は発注者から求められた場合は、受注者の技術員がブロードバンド回線を通して同じ画面を共有しながら操作方法を指導するものとする。

##### (6) 医療機器安全管理サポート (対象装置①、②、③、④、⑤、⑥)

受注者は発注者から求められた場合は、本装置の安全管理等に関する研修会を実施するものとする。

##### (7) ライフサイクルケア特約 (対象装置④)

受注者は、装置のライフサイクルに合わせて最新機能にアップグレードを実施するものとする。なお、発注者及び受注者は、次の条件を適用するものとする。

ア) HDe5 Hardware アップグレード 一式を提供するものとする。

- イ) ア) の提供に係る料金（必要な作業に含む料金を含む）は、本保守契約の料金に含めるものとする。
- ウ) 提供は契約期間内に1回限りの実施とする。
- エ) 別段の定めのない限り、現状有姿にて発注者に引き渡され、いずれの保証も与えられないものとする。
- オ) 提供されたものについては、保守契約満了までは保守の対象とする。
- カ) 発注者が発注者の責において契約を解除した場合、発注者は本特約相当額を当初保守契約月数で月割した月額に当初保守契約残月数を乗じた金額及び消費税等を、受注者に速やかに支払うものとする。ただし、解除した時点で発注者が受注者に上記品目を提供していない場合はこの限りではない。

## V. 保守点検業務の実施時間帯

- (1) 定期点検作業、画面共有型・遠隔アプリケーショントレーニングサービス及び医療機器安全管理サポート  
原則として、月曜日から金曜日まで：9時00分～17時15分  
国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。  
ただし、発注者からの依頼があった場合は、協議の上、上記以外の時間帯に作業を行うものとする。
- (2) 随時保守点検作業、リモート診断及びメンテナンスサービス、メンテナンス情報のWEB配信サービス  
夜間、土日祝日にかかわらず常時24時間サービス体制を施行するものとする。
- (3) ライフサイクルケア特約  
発注者及び受注者と協議の上、指定された日時を実施するものとする。

## VI. 費用の負担

- (1) 受注者は、次の(3)に記載のものを除き、定期点検に伴う作業費、定期交換部品費、故障・修理に伴う随時保守点検作業費、随時交換部品費（X線管ユニット含む。）、「IV. 保守業務内容」の(3)～(5)に伴う通信費等及び諸経費を負担する。
- (2) アクセサリケア（対象装置①、②、③、④）  
受注者は、契約期間内に原則1回の注文に限り、請負代金額の1%以下にあたる金額（小数点以下切捨て）（以下「一定金額」という。）に達するまでの本装置に関する消耗品及び補用品等を負担する。なお、一定金額に達するか否かは消耗品及び補用品の納入価格をもって判断する。ただし、契約期間内に発注者が注文を行わなかった場合又は発注者からの注文が一定金額に満たなかった場合の権利は契約終了を以て失効するものとする。
- (3) 次の費用は、別途発注者が負担する。
  - ア) (2)に含まれない消耗品費、補用品費及びその交換又は補充費用。
  - イ) オーバーホール及び改造、移設に要する作業。
  - ウ) ウイルス感染の調査及び対策、駆除に要する作業。
  - エ) 天災、火災の原因による故障の修理。
  - オ) 発注者の故意又は過失による故障の修理。
  - カ) 保守点検装置以外の周辺機器の保守経費。

## VII. 交換部品の所有権

修理等により交換された故障部品及びアップグレードによる交換部品の所有権は、受注者に帰属する。

## VIII. 作業環境

発注者は、受注者がこの契約の目的に従って保守点検業務を遂行できるようにするため、受注者に対し次の条件を常に保障するものとする。

- (1) 受注者の技術員が、装置の設置場所に立ち入り、制約なく作業が実施できるようにすること。
- (2) 定期点検など契約作業について、予め発注者と受注者との間でその予定を定めた場合、その時間帯に装置が使用されていないこと。
- (3) 通常の保守点検業務に必要な光熱水料等を発注者の負担において提供すること。
- (4) 保守点検業務中に発注者の確認が必要な場合、速やかに受注者の要請に応じること。

#### IX. 報告義務

- (1) 受注者は、本業務を実施した場合にはメーカー所定の保守点検業務報告書を作成し、本院放射線部の確認を受けたのちに本院管理課用度第二係に提出するものとする。
- (2) 報告書には、保守点検の内容、交換部品の名称と数量、修理した場合はその詳細、保守点検以外に処理しなければならない事項等を記入するものとする。

#### X. 免責事項

- (1) 装置あるいはその使用に起因する発注者あるいは第三者の損害(間接損害、逸失利益を含む。)については、製造物責任法に基づく賠償責任の場合を除き受注者は一切の責を負わない。
- (2) データの保全措置を講じる責任は発注者が負うものとし、装置のデータ記憶装置、その他の記憶媒体などに存在するデータ、プログラム、設定条件などの損傷、滅失については、製造物責任法に基づく損害賠償責任の場合を除き受注者は一切の責を負わない。
- (3) 天災地変、交通事情など不可抗力により、受注者が保守点検業務を実施できなかったことによる損害については、受注者はその責を負わない。

#### XI. 守秘義務

- (1) 発注者及び受注者は、この契約に基づき知り得た相手方の技術上、医療上又は経営上の秘密(以下「秘密情報」という。)並びに相手方及び相手方の顧客についての一切の情報(以下「個人情報」という。)を秘密として保持し、相手方の事前承諾なしに第三者に一切開示、遺漏せず、この契約履行の目的以外に使用してはならない。ただし、開示時点で公になった情報は秘密情報から除くものとする。
- (2) 発注者は、受注者が納入したソフトウェア、取扱説明書、その他の資料に関する受注者の権利を尊重し、受注者の事前承諾なくその複製、他の機器への使用、公表等通常の使用以外の目的に使用してはならない。
- (3) 発注者及び受注者は、相手方から開示された秘密情報及び個人情報について、相手方から要求があった場合及びこの契約が終了した場合には、直ちに相手方に返却するものとする。